

八百津町の公共建築物等における木材利用方針

(目的)

第1 この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条第1項の規定に基づき、岐阜県が定めた岐阜県木の国・山の国県産材利用推進計画に即して木材利用推進方針を策定するものであり、町有施設等の木造化・木質化等を推進することにより、町民にやすらぎとぬくもりのある健康的な公共空間を提供するとともに、脱炭素社会の実現、循環型社会の形成、水源のかん養その他の森林の持つ多面的機能の発揮及び地域経済の活性化等に資することを目的とする。

(公共建築物の整備における木材利用の目標)

第2 公共建築物の整備における木材利用の目標は、次のとおりとする。

(1) 施設の木造化の推進

町が行う公共施設の整備にあたっては、関係法令、コスト等の制約を受ける場合を除き、低層の建築物は、可能な限り木造化を推進するものとする。

(2) 公共建築物の木質化の推進

既存の公共建築物でも可能な限り内装等木質化を推進する。

(3) 家具、備品、調度品の木質化の推進

町が公共施設等に導入する家具、備品、調度品等は可能な限り木材製品とする。

(4) 環境への配慮

町は、公共施設の整備等における木材の使用にあたっては、使用する接着剤や塗料等について、環境に配慮するものとする。

(5) 木質バイオマス利用の推進

公共建築物において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーを積極的に導入するものとする。

(県産材利用の推進)

第3 町が行う公共施設の整備及び公共土木工事等において使用する木材は、関係法令、コスト等の制約を受ける場合を除き、可能な限り県産材（岐阜県内で素材生産された木材。以下同じ。）とし、使用にあたってはぎふ性能表示材認証センターの「ぎふ性能表示材」認証製品又は同等以上の品質、規格、性能を有するものとする。

(町が補助する施設整備等における県産材利用の推進)

第4 町は事業主体の理解を求め、可能な限り県産材が積極的に使用されるよう配慮するものとする。

附 則

この方針は、平成24年10月25日から適用する。

この方針は、令和5年10月20日から施行する。